



2020年1月17日

各位

会社名 田辺三菱製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 三津家 正之
(コード番号：4508 東証第1部)
問合せ先 広報部長 高井 善章
(TEL. 06-6205-5211)

株式会社三菱ケミカルホールディングスによる当社株式に係る株式売渡請求を行うこと の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2020年1月8日付「支配株主である株式会社三菱ケミカルホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」といいます。）は、2019年11月19日から当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2020年1月15日をもって、当社普通株式513,675,239株（議決権所有割合（注）91.57%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

三菱ケミカルホールディングスは、同社が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、2019年11月18日に当社が公表した「支配株主である株式会社三菱ケミカルホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに係る意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社普通株式の全て（三菱ケミカルホールディングスが所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を三菱ケミカルホールディングスの完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（三菱ケミカルホールディングス及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を三菱ケミカルホールディングスに売り渡すことの請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で三菱ケミカルホールディングスより本売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年2月26日まで整理銘柄に指定さ

れた後、2020年2月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2019年10月30日に公表した2020年3月期第2四半期決算短信〔IFRS〕(連結)(以下「当社2020年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年9月30日現在の当社の発行済株式総数(561,417,916株)から、当社2020年3月期第2四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の当社が保有する自己株式数(ただし、同日現在において役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が保有する当社普通株式200,279株を除きます。)(431,636株)を控除した当社普通株式数(560,986,280株)に係る議決権数(5,609,862個)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

記

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

①名称	株式会社三菱ケミカルホールディングス	
②所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	
③代表者の役職・氏名	代表執行役 執行役社長 越智 仁	
④事業内容	グループ会社の経営管理(グループの全体戦略策定、資源配分など)	
⑤資本金	50,000百万円(2019年6月25日現在)	
⑥設立年月日	2005年10月3日	
⑦大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.27%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.78%
	明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	4.52%
	日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2.99%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.99%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.81%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1.80%
	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	1.51%
	株式会社三菱UFJ銀行	1.44%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.44%

⑧当社と三菱ケミカルホールディングスの関係

資 本 関 係	三菱ケミカルホールディングスは、本日現在、当社普通株式 513,675,239 株（議決権所有割合：91.57%）を保有しております。
人 的 関 係	当社の取締役 8 名のうち 3 名がその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社（注）の出身であり、そのうち 1 名については現在も三菱ケミカルホールディングスの完全子会社における取締役としての地位を有しており、また、残りの取締役 5 名のうち 1 名が三菱ケミカルホールディングスにおける執行役員及び三菱ケミカルホールディングスの完全子会社における取締役としての地位を有しております。また、当社の監査役のうち 1 名がその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の出身です。上記のほか、当社グループの従業員 63 名がその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社に出向しており、その他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の従業員 8 名が当社グループに出向しています。
取 引 関 係	当社は、三菱ケミカルホールディングスに対し、資金の寄託を行っており、利息を受領しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱ケミカルホールディングスは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(注)「その他三菱ケミカルホールディングスグループ各社」とは、三菱ケミカルホールディングスグループを構成する会社のうち当社グループを構成する会社以外の各会社を総称していいいます。また、「三菱ケミカルホールディングスグループ」とは、持株会社である三菱ケミカルホールディングス並びにその子会社 552 社及び関連会社 169 社（2019 年 9 月 30 日現在）をいい、「当社グループ」とは、当社並びにその子会社 34 社及び持分法適用会社 2 社（2019 年 9 月 30 日現在）をいいいます。以下同じです。

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2020年1月17日（金曜日）
当社取締役会決議日	2020年1月17日（金曜日）
売 買 最 終 日	2020年2月26日（水曜日）
上 場 廃 止 日	2020年2月27日（木曜日）
取 得 日	2020年3月2日（月曜日）

(3) 売渡対価

普通株式 1 株につき、2,010 円

2. 本売渡請求の内容

当社は、三菱ケミカルホールディングスより、本日付で、本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。

(2) 本売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）
三菱ケミカルホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 2,010 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2020 年 3 月 2 日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
三菱ケミカルホールディングスは、本売渡対価を、株式会社三菱 UFJ 銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で 2020 年 1 月 8 日に締結したタームローン契約に基づく借入れを原資として支払うことを予定しております。

上記借入れの裏付けとして、三菱ケミカルホールディングスは、株式会社三菱 UFJ 銀行から、三菱ケミカルホールディングスと別途協議の上定める具体的な融資条件（利率・期間等）により 4,924 億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書（本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類）を 2019 年 11 月 15 日付で取得しております。また、三菱ケミカルホールディングスにおいて、本売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在同社は認識しておりません。

(6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記

録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について三菱ケミカルホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

（1）承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、2019年7月30日、三菱ケミカルホールディングスから、当社の完全子会社化に関する検討を開始したい旨の初期的な打診を受けました。これを受けて、当社は、当社が三菱ケミカルホールディングスの連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、三菱ケミカルホールディングスから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始いたしました。

具体的には、当社は、下記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2019年8月27日に三菱ケミカルホールディングスから同社が本取引を申し入れた背景や本公開買付け後の経営方針等を記載した本取引に関する初期的提案書（以下「初期的提案書」といいます。）を受領した直後の同月29日に開催した臨時取締役会での決議により、岩根茂樹氏（元当社社外取締役（同年10月7日辞任）、関西電力株式会社代表取締役社長。なお、岩根茂樹氏は、同年9月30日付で、一身上の都合により特別委員会の委員を辞任しております。）、上條努氏（当社社外取締役、サッポロホールディングス株式会社取締役会長）、村尾和俊氏（当社社外取締役、西日本電信電話株式会社相談役）及び榎宏氏（当社社外監査役、榎宏公認会計士事務所代表）の4名（岩根茂樹氏の辞任後は3名）から構成される特別委員会（当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）を設置し、特別委員会に対し、①（a）当社の企業価値の向上に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、（b）当社の一般株主の皆様の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性につ

いて検討・判断した上で、本公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、並びに、②当社取締役会における本公開買付けについての決定が、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての意見を当社に提出することを委嘱いたしました。また、当社取締役会は、当社取締役会における本公開買付けに関する意思決定については、本公開買付けへの賛否を含め、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととすることを決議するとともに、特別委員会に対し、取引条件等について三菱ケミカルホールディングスと交渉を行うこと、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること（この場合の費用は当社が負担するものとされております。）、又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、並びに当社の役職員から本公開買付けの検討及び判断に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議しております。なお、特別委員会は、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を、独自の財務アドバイザー及び第三者評価機関として株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を選任しております。

また、当社は、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会において、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けており、また、複数の財務アドバイザーの候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上でなされた指名に従い、2019年9月3日、当社の財務アドバイザーとしてメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）を選任いたしました。

さらに、当社は、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、三菱ケミカルホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて特別委員会の承認を得ております。

その上で、当社は、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応を含むガイダンスその他法的助言を受けるとともに、メリルリンチ日本証券から当社普通株式の価値算定結果に関する株式価値算定書の提供その他の財務的見地からの助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

また、当社は、2019年10月9日、三菱ケミカルホールディングスより、本公開買付け価格を1,800円とすることを含む最初の提案を受領し、以降、三菱ケミカルホールディングスとの間で、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件についても継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、当社は、三菱ケミカルホールディングスより、同月18日に本公開買付け価格を1,850円とする旨の

提案、同月 29 日に本公開買付価格を 1,940 円とする旨の提案を順次受領いたしました。これに対して、当社は、いずれに対しても、妥当な価格に達していないとして、提案内容の再検討を要請いたしました。以上の交渉を経て、当社は、2019 年 10 月 31 日、三菱ケミカルホールディングスより、本公開買付価格を 2,010 円とすることを含む本公開買付けに係る修正提案（以下「本修正提案」といいます。）を受けるに至りました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、重要な局面で、随時、特別委員会に対して報告を行い、必要に応じてその承認を得ております。具体的には、まず、本取引に係る交渉方針について、特別委員会に対して事前に説明を行い、その承認を受けております。また、三菱ケミカルホールディングスに対して提示する事業計画、並びにメリルリンチ日本証券及び KPMG が当社普通株式の価値算定において基礎とする本連結財務予測（下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」において定義します。以下同じです。）を当社が作成するにあたり、事前に作成方針について特別委員会に対して説明を行い、また、その作成過程においても、特別委員会に対して複数回、作成中の事業計画案及び本連結財務予測案の内容（当社が 2018 年 11 月 19 日に公表した『中期経営計画 16-20 Open Up the Future』の見直しに関するお知らせ）に係る中期経営計画からの変更点を含みます。）、重要な前提条件及び進捗状況等について説明を行うとともに、最終的な事業計画及び本連結財務予測の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について特別委員会の確認を受け、その承認を受けております。さらに、三菱ケミカルホールディングスより本公開買付価格についての提案を受領した際には、都度、特別委員会に対して報告を行い、対応方針及び三菱ケミカルホールディングスとの交渉方針等について特別委員会の指示や要請を受け、これに従って対応を行っております。

そして、当社は、2019 年 11 月 18 日、特別委員会から、①当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきであると考えている旨、並びに②（a）当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨、及び（b）本公開買付けが成立した後における三菱ケミカルホールディングスによる当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）。なお、当社は、本答申書と併せて、特別委員会から、特別委員会が 2019 年 11 月 18 日付で KPMG から提出を受けた当社普通株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（KPMG）」といいます。）及び本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨の同日付意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン（KPMG）」といいます。）の提出も受けております（本株式価値算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）の概要については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別

委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。)

以上の経緯の下で、当社は、2019年11月18日開催の当社取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、メリルリンチ日本証券から受けた財務的見地からの助言及び同日付で提出を受けた当社普通株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）」といいます。）の内容、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、三菱ケミカルホールディングスの完全子会社となることにより、当社グループとその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社との間の密な連携・協働や外部ネットワークの相互乗り入れ等を円滑かつ効率的に実施することが可能になり、大きく事業機会が広がりつつあるヘルスケア分野において、従来にもまして一層のイノベーション創出の加速と充実を追求できるようになることにより、当社グループ、当社グループを含めた三菱ケミカルホールディングスグループ全体の双方について、更なる企業価値向上が可能になるものとの結論に至りました。

すなわち、当社グループを含む三菱ケミカルホールディングスグループは、各社の有する医薬、バイオテクノロジー、化学、デジタルの4分野における、知的財産、ノウハウ、技術、ネットワーク、人材を、機動的かつ柔軟に交流、融合、活用することができれば、これからの社会に求められる新たな製品・イノベーションを創出できると考えております。

三菱ケミカルホールディングス及び当社が想定している具体的な領域としては、まず、社会的期待の高い再生医療分野があげられます。従来の医薬品では実現できなかった、病気の完治、組織や機能の回復といった社会的ニーズに応えられる技術として、細胞医療や遺伝子治療、核酸医薬（注1）さらに機能代替医療機器分野において目覚ましい進歩がみられます。三菱ケミカルホールディングスグループにおいては、Muse細胞（注2）を利用した再生医療の臨床治験が進められており、臨床開発におけるその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社と当社グループの密接な協業がこれまで以上に必要となってきたとのことです。当社グループにおいても遺伝子治療及び核酸医薬の研究開発が進展してきており、これらの再生医療分野に当社グループを含めた三菱ケミカルホールディングスグループが一体となって取り組むことは、三菱ケミカルホールディングスグループのこれからの成長に大きく資するものと考えております。

次に、予防（重症化予防を含む）分野があげられます。感染症だけでなく疾患予防につながるワクチンの開発、疾病兆候の早期発見につながる個人の健康情報管理技術の開発、センシング（注3）や診断の技術の進展は、病気や病気になることで失うクオリティ・オブ・ライフ（QOL）や経済価値の損失を未然に防ぐという点で重要な課題であると考えております。

また、病気の回復や病気の進展を防ぐ疾病管理においても、精緻化・個別化によってより高い医療

経済効果が得られることが期待されます。当社グループを含む三菱ケミカルホールディングスグループは、こうした社会課題に応えるために、ウェアラブル端末、ヘルスケアデータプラットフォーム、IoT（注4）・デジタル技術や医療機器と組み合わせた医薬品等の新しいソリューションを、内外の知識と技術を融合し、スピード感をもって創出していくことが可能になると考えております。

- （注1） 遺伝情報を司るデオキシリボ核酸（DNA）やリボ核酸（RNA）等の構成成分であるヌクレオチド及びその誘導体からなる医薬品をいいます。以下同じです。
- （注2） ヒト体内に存在し、様々な細胞や組織に分化できる非腫瘍性の間葉系多能性幹細胞をいいます。
- （注3） 人体の内外で起こる生理的変化や健康・運動状態等に関する情報をセンサー等の使用により計測し数値化することをいいます。
- （注4） インターネットに接続されていなかった機械等モノ由来のデータがネットワークを通じて集められ、総合的に分析され、モノ同士が互いに連携する技術をいいます。

機能代替医療機器に用いられる素材開発は、その他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の強み分野とのことです。当社グループが有する技術及びノウハウをこの分野において活用することにより、当社グループを含む三菱ケミカルホールディングスグループ内におけるこの分野でのイノベーションの活性化につなげることができます。また、当社グループの所有するバイオ技術、人材、ノウハウを活用することで、三菱ケミカルホールディングスグループのメディカル・フード・バイオ事業（健康、医療や、食と農業に関連した機能商品ビジネス）における新たなソリューションビジネスの構築にも取り組むことができるようになります。

当社グループが事業を展開する医薬品事業においては、創薬モダリティ（注5）の拡大に挑戦しつつも従来型の医薬品開発を中心とした戦略投資、研究開発投資がほとんどでしたが、当社グループとその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社とが一体となることで、従来の医薬品からデジタルメディスン（注6）、バイオテクノロジー、マイクロバイオーム（注7）まで、ヘルスケア事業展開を支える技術分野全般に及ぶポートフォリオを描くことができ、KAITEKI 経営（三菱ケミカルホールディングスが実施する、「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」すなわち KAITEKI の実現をめざして、資本効率の向上、革新的な製品やサービス創出へのイノベーション力向上、そして人・社会・地球の持続可能性向上に資するソリューションの提供という3つの価値の総和を企業価値と捉え、その価値を高める経営）におけるヘルスケア、すなわち、社会のニーズに応え、疾病治療、未病ケアや健康維持、人々の健やかな営みに貢献するビジネスモデルをワールドワイドに展開する扉を開けることにつながります。

さらに、製品やイノベーションの創出に加えて、当社グループ、その他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の双方が有するグローバルな人的ネットワークや物流ネットワークの相互活用、投資会社（三菱ケミカルホールディングスが有する Diamond Edge Ventures / 米国カリフォルニア州、

当社が有する MP Healthcare Venture Management／米国マサチューセッツ州) が共同して行う戦略的かつ効率的な投資、当社グループによるその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の海外の財務・総務・人事関連機能の活用等、事業全般における広範な協業体制を構築することにより、一層の経営の効率化を図ることもできるようになります。

(注5) 低分子化合物、ペプチド薬、抗体医薬を含むタンパク医薬、遺伝子治療、核酸医薬、細胞医薬、再生医療といった治療手段をいいます。

(注6) スマートフォン等のアプリを用いて生活習慣改善支援、疾患治療若しくは治療支援を行うもの(例:禁煙治療アプリ等)、又はセンサー等の医療機器と薬剤を組み合わせたもの(例:錠剤にチップを埋め込み、服薬率改善等)をいいます。

(注7) 細菌の集合体(細菌叢)のことをいいます。特に、腸内、上皮等、人体の内外に存在する細菌の集合体をヒト・マイクロバイオームと呼び、様々な疾患等に影響を与えている可能性について研究がなされています。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり2,010円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(i) 当該価格が、当社において、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、三菱ケミカルホールディングスとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

(ii) 当該価格が、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書(メリルリンチ日本証券)に基づくメリルリンチ日本証券による当社普通株式の価値算定結果のうち、市場株価分析及び類似会社比較分析に基づく算定結果の評価レンジの上限値を上回っており、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)に基づく算定結果の評価レンジの範囲内であること。

(iii) 当該価格が、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の本株式価値算定書(KPMG)に基づくKPMGによる当社普通株式の価値算定結果のうち、株式市価法に基づく算定結果の評価レンジの上限値を上回っており、かつ、株価倍率法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果の評価レンジの中央値を上回っていること。また、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニ

オンの取得」に記載のとおり、KPMG から、本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円が当社の一般株主の皆様にとって公正である旨の本フェアネス・オピニオン（KPMG）が発行されていること。

- (iv) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2019 年 11 月 15 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 1,313 円に対して 53.08%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、2019 年 11 月 15 日から直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,298 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して 54.85%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,234 円に対して 62.88%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,233 円に対して 63.02%のプレミアムが加算されたものであり、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準との比較においても相当のプレミアムが加算されていると考えられること。
- (v) 当該価格は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2019 年 11 月 18 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2020 年 1 月 8 日、三菱ケミカルホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社普通株式 197,355,170 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020 年 1 月 15 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、三菱ケミカルホールディングスの有する当社普通株式の議決権所有割合は 91.57%となり、三菱ケミカルホールディングスは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、三菱ケミカルホールディングスより、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を、本日付で受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、本日、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるとこ

ろ、当社は、上記のとおり過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき2,010円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であるところ、当該価格は、上記のとおり、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、三菱ケミカルホールディングスとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であり、また、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されている等、本売渡株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えられること、(iii) 三菱ケミカルホールディングスは、本売渡対価を、株式会社三菱UFJ銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で2020年1月8日に締結したタームローン契約に基づく借入を原資として支払うことを予定しており、当社としても、当該借入れに関する株式会社三菱UFJ銀行作成に係る融資証明書により三菱ケミカルホールディングスによる資金確保の方法を確認していること、また、三菱ケミカルホールディングスによれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないとのことであること等から、三菱ケミカルホールディングスによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、三菱ケミカルホールディングスからの通知のとおり、本売渡請求を承認する決議をいたしました。

上記本日開催の当社取締役会においては、当社の取締役8名のうち、三津家正之氏は三菱ケミカルホールディングスの完全子会社である株式会社地球快適化インスティテュートの取締役を、松本健氏は三菱ケミカルホールディングスの常務執行役員及び三菱ケミカルホールディングスの完全子会社である株式会社生命科学インスティテュートの取締役をそれぞれ兼務していること、田原永三氏は三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の執行役員の地位を過去有していたこと、上野裕明氏は三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の従業員の地位を過去有していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、まず、(i) 三津家正之氏、田原永三氏、松本健氏及び上野裕明氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行い、さらに、当社取締役会の定足数を確保する観点から、(ii) 上野裕明氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、全員一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会の審議に参加した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、三津家正之氏、田原永三氏及び松本健氏の3名は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記本日開催の当

社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の検討、本取引に係る三菱ケミカルホールディングスとの協議及び交渉に参加しておりません。

他方、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、上野裕明氏は、2007年まで三菱ウェルファーマ株式会社（以下「三菱ウェルファーマ」といいます。）に所属しておりましたが、同年から当社所属となっており、当社所属となった後相当期間が経過していることから、三菱ケミカルホールディングスとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しており、上野裕明氏は、上記のとおり、本日開催の当社取締役会において、定足数を確保する観点から二段階目の審議及び決議に参加しております。

また、当社の監査役である工藤弘治氏は、三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の出身者であるため、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2020年2月26日まで整理銘柄に指定された後、2020年2月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、当社が三菱ケミカルホールディングスの連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引に係る取引条件の公正さを担保するため、以下の措置を講じております。

また、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本売渡請求の承認に係る当社取締役会は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、まず、(i) 当社の取締役8名のうち、三津家正之氏、田原永三氏、松本健氏及び

上野裕明氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行い、さらに、当社取締役会の定足数を確保する観点から、(ii) 上野裕明氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、全員一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ております。また、上記の取締役会の審議に参加した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。当社の監査役である工藤弘治氏は、三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の出身者であるため、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

なお、三菱ケミカルホールディングスは、本公開買付けの公表日(2019年11月18日)時点において、当社普通株式316,320,069株(議決権所有割合56.39%)を所有していたため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、三菱ケミカルホールディングス及び当社において以下の措置を講じていることから、三菱ケミカルホールディングスとしては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、三菱ケミカルホールディングスにおいて実施した措置については、同社から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した特別委員会の設置

(i) 設置等の経緯

上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、2019年8月29日に開催された臨時取締役会での決議により、特別委員会を設置いたしましたが、かかる特別委員会の設置に先立ち、当社は、2019年7月30日に三菱ケミカルホールディングスから当社の完全子会社化に関する検討を開始したい旨の初期的な打診を受けた後、直ちに、三菱ケミカルホールディングスから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討・交渉等を行う体制を構築するため、森・濱田松本法律事務所の助言も得つつ、その時点の当社の独立社外取締役の全員並びに独立社外監査役のうちそれぞれ公認会計士・弁護士として豊富な経験や専門的な知識等を有する榎宏氏及び福田正氏に対して、三菱ケミカルホールディングスから上記打診を受けた旨、及び本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、2019年8月19日には、その時点の当社の独立社外取締役の全員並びに独立社外監査役である榎宏氏及び福田正氏による会合を開催し、改めて、三菱ケミカルホールディングスから上記打診を受けた旨を説明するとともに、森・濱田松本法律事務所より、本取引においては構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応するために手続

の公正性を十分に確保する必要がある旨、並びに特別委員会の役割等についての説明が行われ、質疑応答を行っております。また、当社は、並行して、森・濱田松本法律事務所の助言を得つつ、特別委員会の委員の候補となる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、三菱ケミカルホールディングスからの独立性を有すること（各委員の所属企業（榎宏氏については出身組織である有限責任監査法人トーマツを含む。）と三菱ケミカルホールディングス又は当社との間には一定の取引関係が存在するものの、当該取引高の双方の会社の連結売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、その他に重要な利害関係は存在しないことを確認しております。）、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記会合に出席したその時点の当社の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、また、森・濱田松本法律事務所の助言を得て、岩根茂樹氏（元当社社外取締役（2019年10月7日辞任）、関西電力株式会社代表取締役社長。なお、岩根茂樹氏は、2019年9月30日付で、一身上の都合により特別委員会の委員を辞任しております。）、上條努氏（当社社外取締役、サッポロホールディングス株式会社取締役会長）、村尾和俊氏（当社社外取締役、西日本電信電話株式会社相談役）及び榎宏氏（当社社外監査役、榎宏公認会計士事務所代表）の4名を特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、上記岩根茂樹氏の辞任の他に特別委員会の委員を変更した事実はありません。）。

その上で、当社は、上記「（1）承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2019年8月27日に三菱ケミカルホールディングスから初期的提案書を受領した直後の同月29日に開催された臨時取締役会での決議により特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、本諮問事項を諮問し、本諮問事項についての意見を当社に提出することを委嘱いたしました。また、当社取締役会は、当社取締役会における本公開買付けに関する意思決定については、本公開買付けへの賛否を含め、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととすることを決議するとともに、特別委員会に対し、取引条件等について三菱ケミカルホールディングスと交渉を行うこと、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること（この場合の費用は当社が負担するものとされております。）、又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認（事後承認を含みます。）すること、並びに当社の役職員から本公開買付けの検討及び判断に必要な情報を受領することについて権限を付与することを決議しております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

（ii）検討の経緯

特別委員会は、2019年8月29日より同年11月18日までの間に合計16回、合計約26時間にわたって開催されたほか、各会日間においても頻繁に電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。

具体的には、特別委員会は、まず、複数の法務アドバイザー並びに財務アドバイザー及び第三者評

価機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、三菱ケミカルホールディングス及び当社から独立した独自の法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を、三菱ケミカルホールディングス及び当社から独立した独自の財務アドバイザー及び第三者評価機関として KPMG を選任いたしました。特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所と三菱ケミカルホールディングス又は当社との間には過去3年間において一切の取引関係が存在しないことを確認しております。また、KPMG の従業員 1 名が三菱ケミカルホールディングスに出向しており、KPMG は一定額の対価を受領しているところ、特別委員会は、KPMG の事業規模等を踏まえ、かかる関係の存在は本取引における KPMG の三菱ケミカルホールディングスからの独立性に影響を及ぼすものではないと判断しており、また、その他に KPMG と三菱ケミカルホールディングス又は当社との間に過去3年間において取引関係は存在しないことを確認しております。

また、特別委員会は、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しており、また、複数の財務アドバイザーの候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、当社の財務アドバイザーとしてメリルリンチ日本証券を指名しており、当社は、かかる指名に従い、メリルリンチ日本証券を当社の財務アドバイザーとして選任いたしました。さらに、特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことについて確認の上、承認をしております。

その上で、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言及び森・濱田松本法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行っております。

また、特別委員会は、三菱ケミカルホールディングスに対して、三菱ケミカルホールディングスにおけるヘルスケア事業の位置付けと将来のビジョン、その中における当社の役割、本取引によるシナジーの内容及び現状の資本構成ではなく完全子会社化が必要な理由、本取引後の当社の経営方針及び中期経営計画についての考え方、この時期を選択した理由及び公開買付価格についての考え方、本取引後の人事政策及びガバナンスについての考え方、上場廃止のデメリットについての考え方、本取引の手続・条件等について、書面による質問を行い、三菱ケミカルホールディングスから回答を受領するとともに、これらの事項について、三菱ケミカルホールディングスの越智仁取締役・代表執行役執行役社長からも直接説明を受け、質疑応答を行っております。

また、特別委員会は、当社の三津家正之代表取締役社長、子林孝司代表取締役、田原永三取締役、上野裕明取締役及び小林義広取締役に対して複数回特別委員会への出席を求め、当社グループにおけるヘルスケア事業の将来ビジョンと本取引の関係、現状の資本構成ではなく完全子会社化が必要な理由及び本取引によるシナジー、この時期に本取引が実施されることについての考え方、上場廃止のデメリット、本取引以外の他の選択肢の有無・内容等について当社経営陣としての意見及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答及び審議・検討を行っております。

また、特別委員会は、当社が本取引のために本連結財務予測を含む事業計画を作成するにあたり、事前に当社から作成方針について説明を受け、また、その作成過程においても、複数回、事業計画案

の内容、重要な前提条件及び進捗状況等について説明を受けるとともに、KPMG から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしております。その上で、下記「③特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「⑤当社における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMG 及びメリルリンチ日本証券は、本連結財務予測を前提として当社普通株式の価値算定を実施しておりますが、特別委員会は、KPMG から KPMG が実施した当社普通株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件（DCF 分析又は DCF 法における割引率の計算根拠及び類似会社比較分析又は株価倍率法における類似会社の選定理由を含みます。）（以下「算定方法等」と総称します。）について説明を受け、また、特別委員会からの要請に基づく当社の依頼によりメリルリンチ日本証券から受けたメリルリンチ日本証券が実施した当社普通株式の価値算定に係る算定方法等についての説明も踏まえて、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、下記「③特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、特別委員会は、2019 年 11 月 18 日付で KPMG から本フェアネス・オピニオン（KPMG）の提出を受けておりますが、その際、KPMG から、本フェアネス・オピニオン（KPMG）の内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しております。

また、特別委員会は、当社がメリルリンチ日本証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて決定した、三菱ケミカルホールディングスからできる限り有利な取引条件を引き出すために、相互に独立した当事者間の M&A で行われる一般的な交渉プロセスに即して十分な交渉を実施することを含む本取引に係る交渉方針について、当社から事前に説明を受け、また、KPMG から受けた財務的見地からの助言も踏まえ、その内容を審議・検討した上で、承認を行うとともに、2019 年 10 月 9 日に三菱ケミカルホールディングスより本公開買付価格を 1 株当たり 1,800 円とする最初の提案を受領して以降、当社が三菱ケミカルホールディングスから価格提案を受領する都度、当社から適時にその内容について報告を受け、当社がメリルリンチ日本証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえた当社の見解を聴取するとともに、KPMG から受けた財務的見地からの助言も踏まえてその内容を審議・検討した上で、三菱ケミカルホールディングスに対して本公開買付価格の更なる引上げを要請すべき旨、その際、本取引によるシナジーを十分に反映した価格を提示するよう要請すべき旨を当社に指示・要請する等、当社と三菱ケミカルホールディングスとの間の本公開買付価格に関する協議・交渉過程において中心的な位置付けで関与し、その結果、当社は同月 31 日に三菱ケミカルホールディングスより本公開買付価格を 1 株当たり 2,010 円とすることを含む本修正提案を受けるに至っております。

さらに、特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、複数回、当社が開示又は提出予定の本公開買付けに係る本意見表明プレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフト、並びに三菱ケミカルホールディングスが開示又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリース及び公開買付届出書の各ドラフトの内容について説明を受け、中村・角田・松本法律事務所から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

特別委員会は、以上の経緯の下で、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、並びに KPMG から受けた財務的見地からの助言、2019 年 11 月 18 日付で KPMG から提出を受けた本株式価値算定書 (KPMG) 及び本フェアネス・オピニオン (KPMG) の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(a) 答申内容

- i 当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議するべきであると考えます。
- ii 当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えます。また、本公開買付けが成立した後における三菱ケミカルホールディングスによる当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

(b) 検討

- i 以下の点より、本取引及びその後の施策は当社の企業価値の向上に資するものと認められる。
 - ・ 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の当社及び三菱ケミカルホールディングスが有している当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題についての現状認識について、特別委員会としても異存はなく、この時期に両者間における、より一層のシナジーの創出・発現をめざして本取引を行うことには、必要性・合理性が認められるものと考えます。
 - ・ 上記の事業環境及び経営課題を踏まえ、当社経営陣によれば、当社の中長期的な企業価値の維持向上のためには、少子高齢化・超高齢化社会における医薬のサステナビリティの維持と、ヘルスケア領域における科学技術の急速な進化が重要であり、継続的な技術投資及び拡大する技術領域へのアクセスが必須の経営施策であるとのことであるところ、本取引は当該経営施策の実施のための有効な選択肢であると考えられる。親子上場という現状の資本構成の下では、両者間にファイヤーウォールを設置する必要性や両者の一般株主の利益を確保する必要性から一定の制約があり、シナジー効果の顕在化は不十分な状況にあるとのことであるが、本取引により当社が三菱ケミカルホールディングスの完全子会社となることにより、それらの制約が取り除かれ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付

者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果を発現させる前提が整うものと考えられる。

- ・ 当社が三菱ケミカルホールディングスの完全子会社となることのみにより上記のシナジー効果を発現させることができるようになるわけではなく、開発パイプライン（注）のスピードを落とさないための継続投資や、再生医療やデジタル分野での新技術へのアクセスを目的とした継続投資等が必要となるものと考えられる。それらの継続投資等を行い、上記のシナジー効果を最大限発現させるためには、三菱ケミカルホールディングスグループのヘルスケア事業において、当社が引き続きその中核として位置付けられ、かつ、上記のシナジー効果の発現のために三菱ケミカルホールディングスと当社が積極的に取り組む体制を確保する必要があると考えられるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、三菱ケミカルホールディングスと当社との間で、三菱ケミカルホールディングスグループのヘルスケア事業において、当社が引き続きその中核を担うこと及び上記のシナジー効果の発現のために三菱ケミカルホールディングスと当社が積極的に取り組むための経営戦略及び経営資源の取扱い等につき相互に確認された上で開示することが予定されており、本取引によるシナジー効果の発現のための体制が確保されることが相応に見込まれる。
- ・ 当社が上場会社でなくなることによるデメリットも考えられるが、当該デメリットは相当程度緩和できるものと考えられるとともに、本取引により当社製品・パイプラインの魅力等が強化されること等によって、当該デメリットを上回るメリットがあると認められる。
- ・ 三菱ケミカルホールディングスは自らが保有する当社普通株式の第三者への売却に応じる意思が乏しいと考えられること、海外の大手製薬会社との統合を行った場合に当社の強みを生かせるような形での統合は考えにくいこと、海外の大手製薬会社や国内中堅製薬会社との統合を行う場合には相当程度のリストラが必要になると考えられることから、当社の企業価値向上のために、本取引以外の選択肢が本取引よりも有効であるとは考えられない。

（注） 臨床試験中の医療用医薬品候補化合物（いわゆる新薬候補）及びその製品群をいいます。
以下同じです。

- ii 以下の点より、本取引においては、①取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び②一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点を踏まえ、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されているものと認められる。
 - ・ 本公開買付けにおいては、当社において独立した特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められる。
 - ・ 特別委員会は、外部専門家である中村・角田・松本法律事務所及び KPMG の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。また、当社は、外部専門家である森・濱田松本法律事

- 務所及びメリルリンチ日本証券の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
- ・ 特別委員会は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関である KPMG からの株式価値算定書の取得をしていることが認められる。また、当社は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関であるメリルリンチ日本証券からの株式価値算定書の取得をしていることが認められる。
 - ・ 特別委員会は、KPMG から本フェアネス・オピニオン (KPMG) を取得しており、KPMG は、本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円が、当社の一般株主にとって財務的な観点から公正である旨の意見を述べている。
 - ・ 特別委員会は、本取引の検討・交渉・判断等に関与する当社の役職員が三菱ケミカルホールディングスから独立した立場でその職務を行うことができる社内体制が構築されたことの報告を受け、独立性の観点から問題がないことを確認し、承認した。
 - ・ 利害関係を有する取締役及び監査役が取締役会における審議・決議及び本取引の検討・交渉過程から除外されている。
 - ・ M&A に関する事実を公表し、公表後に他の潜在的な買取者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で M&A を実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められる。当社は、市場における潜在的な買取者の有無を調査・検討するいわゆる積極的なマーケット・チェックまでは行っていないが、本取引は買取者が支配株主であり、かつ、三菱ケミカルホールディングスにおいて、同社が保有する当社普通株式を第三者に売却する意思は乏しい事案であると考えられることから、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が乏しいと認められ、その未実施が本取引の手続の公正性を損なわせることはないものと考えられる。
 - ・ 三菱ケミカルホールディングスは、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定はしていないとのことであり、特別委員会としてもこの点是不合理ではないと考える。さらに、本取引については、当社の企業価値の向上に資するものであると考えられ、かつ、その取引条件が妥当であると考えられること、また、当社においては、十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは本取引における手続の公正性を損なうものではないと考えられる。
 - ・ 本公開買付けにおいては、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
 - ・ 本取引においては、強圧性が排除されているものと認められる。
- iii 以下の点より、本取引の取引条件は妥当であると認められる。
- ・ 一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は株式併合を行う方法

は、本取引のような完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法であることから、本取引の買収の方法は妥当であると考えられる。また、三菱ケミカルホールディングスと当社の事業が異なることから、当社の一般株主にとっては三菱ケミカルホールディングスの株式を対価とする一段階取引よりも、現金を対価とする公開買付けによる方法が妥当であると考えられること、二段階目の取引の買収対価の種類についても、三菱ケミカルホールディングスの株式を対価とする株式交換の場合と異なり、公開買付けに応じない一般株主にとっては、三菱ケミカルホールディングスの株価が下落するリスクを負うことを回避でき、本公開買付価格と同一の価格を基準とする現金を受領できることとなることから、買収対価の種類も妥当であると考えられる。

①本株式価値算定書（KPMG）及び本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）における DCF 法ないし DCF 分析による算定の基礎とされている本連結財務予測の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められないこと、②本株式価値算定書（KPMG）は算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されること、本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円は、本株式価値算定書（KPMG）の株式市価法の評価レンジの上限値を上回り、株価倍率法及び DCF 法による評価レンジの中央値を上回っていること、③本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）も算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されること、本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円は、本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の市場株価分析及び類似会社比較分析による評価レンジの上限値を上回っており、DCF 分析による評価レンジの範囲内に収まっていること、④本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円のプレミアムは、同種の案件のプレミアムの平均値及び中央値を上回っており、相当のプレミアムが加算されていると認められること、⑤特別委員会が中心的な位置付けで実質的に関与した上で実施された当社と三菱ケミカルホールディングスとの間の真摯な交渉の結果合意された価格であること、⑥KPMG から取得した本フェアネス・オピニオン（KPMG）により当社の一般株主にとって財務的な観点から公正であると評価されていることからすれば、本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円は妥当であると考えられる。

iv 以上から、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議するべきであると考えます。

v また、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付けが成立した後における三菱ケミカルホールディングスによる当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

② 特別委員会における独立した法務アドバイザーからの助言の取得

特別委員会は、手続の公正性に関する専門的助言を得るため、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、三菱ケミカルホールディングス及び当社から独立した独自の法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、三菱ケミカルホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。その他、中村・角田・松本法律事務所の独立性については、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。

③ 特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び三菱ケミカルホールディングスとの関係

特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、三菱ケミカルホールディングス及び当社から独立した独自の財務アドバイザー及び第三者評価機関である KPMG に対し、当社普通株式の株式価値の算定及び付随する財務分析、並びに本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2019年11月18日付で、本株式価値算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得しました。

なお、当社取締役会は、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2019年11月18日、特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）の提出を受けており、本株式価値算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）の内容も踏まえて、下記「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の決議を実施しております。

KPMG は三菱ケミカルホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会は、複数の財務アドバイザー及び第三者評価機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、KPMG を独自の財務アドバイザー及び第三者評価機関として選任しております。また、本取引に係る KPMG の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

KPMG は、当社普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社普通

株式の価値算定を行っています。KPMG は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、当社と類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから株価倍率法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して当社の株式価値の算定を行いました。KPMG が上記各手法に基づき算定した当社普通株式の 1 株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法： 1,233 円～1,313 円

株価倍率法： 1,735 円～2,050 円

DCF 法： 1,841 円～2,096 円

株式市価法では、2019 年 11 月 15 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日の終値 1,313 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,298 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,234 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,233 円をもとに、当社普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 1,233 円から 1,313 円までと算定しております。

株価倍率法では、当社と同様に医療用医薬品の開発・製造・販売が主要事業である日本の上場会社のうち、当社の経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況及び事業規模等との類似性を総合的に勘案し、上場類似企業として、アステラス製薬株式会社、第一三共株式会社、エーザイ株式会社、中外製薬株式会社、大日本住友製薬株式会社、塩野義製薬株式会社及び協和キリン株式会社を選定した上で、企業価値に対する利払前税引前償却前利益（以下「EBITDA」といいます。）の倍率を用いて当社の株式価値を算定し、当社普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 1,735 円から 2,050 円までと算定しております。

DCF 法では、当社の 2020 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの事業計画、直近までの業績の動向に基づき、事業計画の合理性を確認する観点から、当社と事業計画の内容に係る質疑応答を経た上で、2020 年第 2 四半期以降当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の 1 株当たりの価値のレンジを 1,841 円から 2,096 円までと分析しております。DCF 法による分析にあたっては、事業・地域セグメントごとの事業価値をそれぞれ分析し、当該価値を合算して企業価値や株式価値を分析する、サムオブザパーツアプローチを採用しております。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられている CAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、国内事業については 6.05%から 6.55%を、海外事業については 9.55%から 11.45%を使用しております。また、継続価値については、継続事業として評価することが適切と考えられる事業・地域セグメントに対して、持続可能なキャッシュ・フローを基に、PA（Perpetuity Assumption）法にて算定され、その際、永久成長率については日本事業と海外事業それぞれ個別に分析の上、0.0%から

2. 35%を使用しております。

KPMG が DCF 法による分析の前提とした、当社が提供した事業計画に基づく連結財務予測（以下「本連結財務予測」といいます。）は、以下のとおりです。なお、本連結財務予測については、KPMG が当社との間で複数回質疑応答を行う等してその内容をレビューしており、また、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。また、以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期の通期の営業利益が前期比64%増の616億円、同調整後 EBITDA（注）が前期比86%増の962億円であります。これは主に、当社後期開発品向け研究開発投資の一巡、及び、ND0612（パーキンソン病治療薬レボドパ／カルビドパ持続皮下注製剤）や MT-1186（筋萎縮性側索硬化症治療薬エダラボン経口懸濁剤）をはじめとする現在の当社後期開発品の本格的な利益への貢献が見込まれるためです。2025年3月期も前期同様、現在の当社後期開発品の利益貢献の継続を見込んでおり、通期の営業利益は前期比51%増の930億円となっております。一方、2031年3月期は通期の営業利益は前期比31%減の905億円の予測ですが、これは主に、現在の一部の当社後期開発品の一巡による売上高及び利益項目の減少によるものです。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、本連結財務予測には加味されておられません。さらに、2019年2月に Novartis Pharma AG との間で仲裁手続に入ったため、同社から受け取るジレニアのロイヤリティの一部については、IFRS に従い、売上収益の認識を行っておらず、また、当該仲裁手続中は、同様に、売上収益の認識を行わないという会計処理を継続することが予定されておりますが、本連結財務予測においては、当該仲裁の申立てがなされなかったと仮定した上で、かかる仮定の下に作成されております。そのため、本連結財務予測は、当社2020年3月期第2四半期決算短信において公表した財務予測とは異なっております。

（単位：億円）

	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
売上高	4,188	4,117	4,188	4,158	4,776	5,114
営業利益	502	440	459	375	616	930
調整後 EBITDA（注）	626	485	610	517	962	1,201
フリー・キャッシュ フロー	265	166	328	296	603	933

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	5,227	5,390	5,733	5,756	5,555	4,956
営業利益	1,081	1,170	1,463	1,498	1,318	905

調整後 EBITDA (注)	1,349	1,433	1,728	1,763	1,572	1,133
フリー・キャッシュフロー	1,007	1,068	1,281	1,366	1,210	968

(注) 一時的に発生する収益又は費用について調整した後の EBITDA をいいます。

KPMG は、当社の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、KPMG は、当社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。また、かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2019 年 11 月 18 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

(iii) 本フェアネス・オピニオン (KPMG) の概要

また、特別委員会は、KPMG から本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン (KPMG) を取得しております。本フェアネス・オピニオン (KPMG) は、当社が作成した当社のスタンドアロンベースの本連結財務予測に基づく株式価値算定結果や、本公開買付けと類似する過去の公開買付けにおけるプレミアム水準等の分析結果に照らして、本公開買付価格である 1 株当たり 2,010 円が、本取引のスキームを前提とした場合の当社の一般株主の皆様にとっての公正価値（フェア・バリュー）であることを意見表明（以下「本意見表明」といいます。）するものです。なお、本フェアネス・オピニオン (KPMG) は、当社から提出した本連結財務予測を含む財務情報の分析及び検討並びに当社との質疑応答を経て KPMG により実施された当社の株式価値算定結果の検討に加えて、本公開買付けに賛同するに至る経緯・背景に係る当社との質疑応答、及び KPMG におけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

本意見表明は、当社が提出した情報及び公開情報が全て正確かつ完全であることを前提としており、KPMG は、それらの正確性及び完全性に関する独自の検証を行っていません。また、当社又は当社の子会社の個別の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、KPMG は、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書等の提供も受けていません。KPMG は、当社の財務諸表について、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査手続を含む一切の監査、検証手続を実施しておらず、当社にかかわる財務情報について監査意見を表明する立場にはありません。当社が開示した情報に重大な誤りが存在する場合、あるいは、当社普通株式の価値の分析に重大な影響を与える可能性がある事実で、本意見表明日現在で KPMG に対して未開示の事実が存在する場合には、KPMG

の意見の基礎となる当社普通株式の価値の分析結果が大きく異なる可能性があります。本意見表明の内容は、本意見表明日現在の経済環境、規制環境、市場環境等を前提としたものであり、同日以降の変化が、当社普通株式の価値の分析に重大な影響を及ぼす可能性があります。KPMG は、本意見表明の内容を更新、変更又は再確認する義務を負いません。

本意見表明は、当社が提供した財務予測の見積りが、本意見表明日現在における当社経営陣の最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としており、KPMG は、かかる財務予測の前提及び実現可能性について何ら意見表明するものではありません。財務予測において前提とした事項や環境が当初の予想どおりにはならず、予測と実際の結果に差異が生じることは通常であり、それらの差異が当社の株式価値に対して重要な影響を与えることはありませんが、KPMG が行った分析は、こうした財務予測の実現可能性の審査を目的としておりません。また、KPMG は財務予測の見積りに使用された前提条件の妥当性について意見を表明する立場にありません。

本意見表明は、特別委員会が、本諮問事項について検討し、答申する際に考慮されるべき情報の一部を提供することを唯一の目的として作成されたものであり、他の一切の目的に資するものではありません。また、本意見表明は、特別委員会の意思決定に関する KPMG の意見を述べるものではなく、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応じるべきか否かについて推奨を行うものでもありません。加えて、KPMG は本公開買付け以外の取引における当社の株式売買価格を算定あるいは予測するよう求められているものではなく、またそのような点につき、意見を表明するものでもありません。

④ 当社における独立した法務アドバイザーからの助言の取得

当社は、手続の公正性に関する専門的助言を得るため、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、三菱ケミカルホールディングス及び当社から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、三菱ケミカルホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び三菱ケミカルホールディングスとの関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、三菱ケミカルホールディングスから提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、三菱ケミカルホールディングス及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関であるメリルリンチ日本証券に対し、当社普通株式の株式価値の算定及び付随する財務分析を依頼し、2019年11月18日付で、下記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下で、本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）を取得しました。メリルリンチ日本証券は、三菱ケミカルホールディングス及び当社の関連当事者に

は該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、メリルリンチ日本証券から本公開買付けの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

なお、本取引に係るメリルリンチ日本証券の報酬は、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬とされております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、上記の報酬体系によりメリルリンチ日本証券を当社の財務アドバイザー及び第三者評価機関として選任いたしました。

（ii）算定の概要

メリルリンチ日本証券は、当社の株式価値の各種評価手法を検討し、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価分析を、当社に比較的類似性があると判断される上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社普通株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF分析を算定手法として用いて、下記（注）に記載の前提条件その他一定の条件の下に当社普通株式の株式価値分析を行っております。

メリルリンチ日本証券によれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。メリルリンチ日本証券による本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の作成及びその基礎となる評価分析に関する前提条件、留意事項等については、下記（注）をご参照ください。

市場株価分析：	1,233円～1,313円
類似会社比較分析：	1,386円～1,750円
DCF分析：	1,861円～2,209円

市場株価分析では、2019年11月15日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値1,313円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,298円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,234円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,233円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,233円から1,313円までと算定しております。

類似会社比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために当社と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析しました。時価総額及び企業価値の規模、現在の国内・海外における事業規模及び事業展開状況、将来の国内外における事業展開戦略、新薬創出に向けた研究開発活動の方針及び状況（自社開発品、及び、導入・導出活動を含む。）等を総合的に勘案し、比較的類似性があると判断される類似上場会社として、アステラス製薬株式会社、大塚ホールディングス株式会社、エーザイ株式会社、塩野義製薬株式会社、協和キリン株式会社、小野薬品工業株式会社、参天製薬株式会社、大日本住友製薬

株式会社、日本新薬株式会社、久光製薬株式会社、科研製薬株式会社、持田製薬株式会社、キッセイ薬品工業株式会社及びキョーリン製薬ホールディングス株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,386円から1,750円までと算定しております。

DCF分析では、当社が作成した2020年3月期から2031年3月期までの12期分の財務予測（フリー・キャッシュフローを含む。）をもとに、当該フリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,861円から2,209円までと算定しております。なお、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられているCAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、国内事業につき4.75%～6.75%を採用しており、海外事業につき8.0%～10.0%を採用しております。継続価値の算定についてはエグジット・マルチプル法及び永久成長率法を採用し、エグジット・マルチプル法ではEBITDAマルチプルを国内事業につき8.0倍～10.0倍、海外事業につき8.0倍～10.0倍、永久成長率法では当社からのガイダンスに基づき永久成長率を国内事業につき Δ 2.0%～ Δ 1.0%、海外事業につき1.0%～2.0%としております。

メリルリンチ日本証券がDCF分析による分析の前提とした本連結財務予測については、メリルリンチ日本証券がその内容について検討を行っており（ただし、メリルリンチ日本証券は、本連結財務予測について、独自にその正確性及び完全性について検証を行っておらず、また独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。メリルリンチ日本証券による本連結財務予測の検討に際しての前提条件、免責事項等については、下記（注）をご参照ください。）、また、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。なお、メリルリンチ日本証券がDCF分析による分析の前提とした本連結財務予測の具体的な数値は上記「③特別委員会における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」に記載のとおりです。

（注） 上記の本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）は、当社の取締役会がその立場において本公開買付価格を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として当社の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）は、本取引に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）は、本取引の形態、ストラクチャー等を含め本取引の条件その他の側面について、何ら意見又は見解を表明するものではなく、また、当社にとり採用可能であるか若しくは実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点又は本取引の推進若しくは実施に関する業務上の意思決定について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、本取引又はそれに関連する事項について、当社の株主の皆様に対して本公開買付け

に応募すること又はしないこと、当社の株主の皆様がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本公開買付価格との比較における公正性（財務的か否かを問いません。）について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）は、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点において当社普通株式が取引されるべき価格に関して何ら意見を述べるものでもありません。

本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）を作成し、その基礎となる評価分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、当社の事業及び財務に関する一定範囲の公開情報並びに当社の経営陣からメリルリンチ日本証券に対して提供され又は同社が当社経営陣と協議した当社の事業及び財務に関する当社社内情報（本連結財務予測を含みます。）について検討を行っていますが、メリルリンチ日本証券は、かかる情報その他の公開されている又は同社に対して提供され若しくは同社が別途検討若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという当社の経営陣の表明に依拠しております。さらに、メリルリンチ日本証券は、本連結財務予測について、それが当社の将来の業績に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨の表明を当社より受けており、当社の了解を得た上で、そのことを前提としております。本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）は、必然的に、（当該分析に別段の記載がある場合を除き）本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づいています。本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の日付以降に発生する事象が本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の内容に影響を与える可能性があります。メリルリンチ日本証券は、本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了解されています。

上述のとおり、上記のメリルリンチ日本証券による分析の記載は、同社が上記の本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）に関連して当社の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）に関連してメリルリンチ日本証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、したがって、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。メリルリンチ日本証券による分析は全体として考慮される必要があります。さらに、あらゆる

る分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、メリルリンチ日本証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

メリルリンチ日本証券は、分析を行うにあたり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは三菱ケミカルホールディングス及び当社により制御できないものです。メリルリンチ日本証券による分析の基礎をなす当社の将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測と比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。メリルリンチ日本証券の分析は、本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の分析の一環としてなされたものであり、本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の提出に関連して当社の取締役会に対して提供されたものです。メリルリンチ日本証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。したがって、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが当社の実際の価値に関するメリルリンチ日本証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。

本公開買付価格は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、三菱ケミカルホールディングス及び当社（又は特別委員会）の交渉により決定されたものであり、当社の取締役会により承認されたものです。本公開買付けに対し賛同意見の表明を実施することの決定は、もっぱら当社の取締役会によってなされたものであり、メリルリンチ日本証券の本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）は、上述のとおり、当社の取締役会が本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、当社の取締役会又は経営陣の本取引又は本公開買付価格についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

メリルリンチ日本証券は、当社の資産又は負債（偶発的なものか否かを問いません。）について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておられません。また、同社は、当社の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。メリルリンチ日本証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用ある法令の下でも、当社の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。メリルリンチ日本証券は、当社の指示に従い、本公開買付けが重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその現在想定されている条件に従い完了されること、及び本取引に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、三菱ケミカルホールディングス若しくは当社又は本取引が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること（排除措置又は変更措置が課されることを

含みます。)がないことを前提としております。

メリルリンチ日本証券は、本取引に関して当社のファイナンシャル・アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料（その全額が、本公開買付けの完了を条件としています。）を受領します。また、当社は、同社の関与に関してメリルリンチ日本証券が負担する費用及び同社の関与から発生する一定の責任について同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、フルサービスの証券会社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、その通常の業務の過程において、三菱ケミカルホールディングス及び当社並びにそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、当社及びその関係会社に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。さらに、メリルリンチ日本証券及び同社の関係会社は、過去において三菱ケミカルホールディングス及びその関係会社に対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

メリルリンチ日本証券は、法律、会計又は税務に関連する助言は行っておりません。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、三菱ケミカルホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2019年7月30日に三菱ケミカルホールディングスから当社の完全子会社化に関する検討を開始したい旨の初期的な打診を受けた後直ちに、当社と三菱ケミカルホールディングスとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社普通株式の価値評価の基礎となる本連結財務予測の作成過程においては、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現にその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、過去にその他三菱ケミカルホールディングスグループ各社の役職員であった当社の役

職員も関与しないこととし、かかる取扱いを継続しております。また、かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことについては、特別委員会の承認を得ております。

なお、当社の取締役のうち、上野裕明氏は、2007年の田辺製薬株式会社及び三菱ウェルファーマの合併による当社発足まで三菱ウェルファーマに所属しておりましたが、当該合併による当社発足に伴い当社所属となっており、当社所属となった後相当期間が経過していることから、三菱ケミカルホールディングスとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。加えて、上野裕明氏は、医薬・バイオ・化学の技術領域に精通しているため、その知見を本取引に係る検討に活かす必要性が高いことも踏まえ、上野裕明氏は、本取引によって創出されることが期待されるシナジーの検討等、構造的な利益相反の問題が一般株主の皆様の利益に影響を与えるおそれが小さい事項に限り、本取引に係る検討に参加しております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、上記「（１）承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、メリルリンチ日本証券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書（メリルリンチ日本証券）の内容、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「（１）承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、（i）本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、（ii）本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2019年11月18日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記2019年11月18日開催の当社取締役会においては、当社の取締役8名のうち、三津家正之氏は三菱ケミカルホールディングスの完全子会社である株式会社地球快適化インスティテュートの取締役を、松本健氏は三菱ケミカルホールディングスの常務執行役員及び三菱ケミカルホールディングスの完全子会社である株式会社生命科学インスティテュートの取締役をそれぞれ兼務していること、田原永三氏は三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の執行役員の地位を過去有していたこと、上野裕明氏は三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の従業員の地位を過去有していたことから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限

り排除する観点から、まず、(i) 三津家正之氏、田原永三氏、松本健氏及び上野裕明氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行い、さらに、当社取締役会の定足数を確保する観点から、(ii) 上野裕明氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、全員一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ております。

また、上記の取締役会の審議に参加した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、三津家正之氏、田原永三氏及び松本健氏の3名は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記2019年11月18日開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の検討、本取引に係る三菱ケミカルホールディングスとの協議及び交渉に参加しておりません。

他方、上記「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、上野裕明氏は、2007年まで三菱ウェルファーマに所属しておりましたが、同年から当社所属となっており、当社所属となった後相当期間が経過していることから、三菱ケミカルホールディングスとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。加えて、上野裕明氏は、医薬・バイオ・化学の技術領域に精通しているため、その知見を本取引に係る検討に活かす必要性が高いことも踏まえ、上野裕明氏は、上記のとおり、2019年11月18日開催の当社取締役会において、定足数を確保する観点から二段階目の審議及び決議に参加するとともに、本取引によって創出されることが期待されるシナジーの検討等、構造的な利益相反の問題が一般株主の皆様の利益に影響を与えるおそれが小さい事項に限り、本取引に係る検討に参加しております。

また、当社の監査役である工藤弘治氏は、三菱ケミカルホールディングスグループの主要事業会社の出身者であるため、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

⑧ 取引保護条項の不存在

三菱ケミカルホールディングス及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑨ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

三菱ケミカルホールディングスは、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、三菱ケミカルホールディングスが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社普通株式の全て（三菱ケミカルホール

ディングスが所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の株式売渡請求をすること又は会社法第180条に基づく当社普通株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定していたとのことであり、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(三菱ケミカルホールディングス及び当社を除きます。)の所有する当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していたとのことです。

また、三菱ケミカルホールディングスは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を31営業日としたとのことです。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保したとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、三菱ケミカルホールディングス及び当社との間で協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

三菱ケミカルホールディングスは当社の支配株主(親会社)であり、当社取締役会による本売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2019年10月11日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社と支配株主との取引等については、当社株主全体の利益の最大化を図るべく、当社グループの企業価値向上を最優先して決定する旨、及び一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、重要性が高い取引については、当社グループや株主共同の利益を確保する観点から、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分審議の上、承認を得て実施している旨を示しております。

当社は、本売渡請求を含む本取引に関して、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するため

の措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年11月18日、特別委員会より、①当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨、及び②本公開買付けが成立した後における三菱ケミカルホールディングスによる当社の完全子会社化は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。本答申書は、本公開買付けが成立した後における本売渡請求を含む三菱ケミカルホールディングスによる当社の完全子会社化が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見も兼ねていることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上